

でんき契約約款

(北陸電力・auEL)

2023年4月1日実施

北陸電力株式会社 au エネルギー＆ライフ株式会社

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 でんき約款および料金表の変更	1
3 定 義	2
4 単位および端数処理	4
5 契約電流および契約容量	4
6 実施細目	5
II 契約の申込み	6
7 需給契約の申込み	6
8 需給契約の成立および契約期間	7
9 供給電気方式、供給電圧および周波数	7
10 需要場所	8
11 需給契約の単位	8
12 供給の開始	8
13 供給の単位	8
14 承諾の限界および遵守事項	9
15 需給契約書の作成	9
III 料金の算定および支払い	10
16 料 金	10
17 料金の適用開始の時期	10
18 検 針	10
19 料金の算定期間	10
20 使用電力量の計量および算定	10
21 料金の算定	10

22 日割計算	10
23 料金の支払義務および支払期日	10
24 料金その他の支払い	11
25 延滞利息	11
IV 使用および供給	12
26 適正契約の保持	12
27 力率の保持	12
28 需要場所への立入りによる業務の実施	12
29 電気の使用にともなうお客様の協力	12
30 供給の停止	13
31 供給停止の解除	13
32 違約金	13
33 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
34 損害賠償および債務の履行の免責	14
35 設備の賠償	14
V 契約の変更および終了	15
36 需給契約の変更	15
37 名義の変更	15
38 需給契約の廃止等	15
39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算	16
40 解約等	16
41 需給契約消滅後の債権債務関係	17
VI 供給方法、工事および工事費の負担	18
42 需給地点および施設	18
43 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算	18
VII 保 安	19

44 保安の責任	19
45 調査	19
46 調査に対するお客さまの協力	19
47 保安に対するお客さまの協力	19
48 自家用電気工作物	20
附 則	21
1 このでんき約款の実施期日	21
別 表	22
1 契約容量の算定方法	22
2 使用電力量の協定	22

I 総則

1 適用

(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が au エネルギー＆ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するいずれかのサービス（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）が、一般の需要（北陸電力以外の者から電気の供給を受けている需要、北陸電力が別途定める特定小売供給約款〔2023 年 2 月 14 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、北陸電力が供給約款を変更した場合には、変更後の供給約款によります。〕および北陸電力が別途定める低圧特別約款〔以下「低圧特別約款」といいます。〕により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて(2)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用し、auEL が北陸電力の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施するときの電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（北陸電力・auEL）（以下「このでんき約款」といいます。）および auEL が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。

なお、電気の小売供給にかかる契約を「需給契約」といいます。また、このでんき約款および料金表による電気供給サービスに関するお客さまを「お客さま」といいます。

(2) このでんき約款および料金表は、次の地域（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。

富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

2 でんき約款および料金表の変更

- (1) お客さまの一般的利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりでんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他北陸電力または auEL が必要と判断した場合には、北陸電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することがあります。この場合、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、北陸電力および auEL は、このでんき約款を、auEL は、料金表を変更することができます。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。

- (3) 当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送供給等約款等」といいます。）に変更があった場合には、変更された内容にもとづき、北陸電力およびauELは、このでんき約款を、auELは、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後でのんき契約約款（北陸電力・auEL）および料金表によります。
- (4) (1)から(3)の場合、北陸電力およびauELが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。
- (5) (4)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。），北陸電力およびauELは、このでんき約款および料金表の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、北陸電力およびauELは、(1)から(3)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。），遅滞なく、このでんき約款および料金表の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに北陸電力およびauELの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、北陸電力およびauELは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

3 定 義

次の言葉は、このでんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約種別

料金表に定める契約の種別をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といいます。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(12) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といいます。）をいいます。

4 単位および端数処理

このでんき約款および料金表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、動力を使用する場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税および地方消費税相当額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加算して申し受けの場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

5 契約電流および契約容量

(1) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、北陸電力、auELまたは当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

6 実施細目

このでんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、このでんき約款、料金表および託送供給等約款等の趣旨に則り、そのつどお客さまと北陸電力およびauELとの協議によって定めます。

II 契約の申込み

7 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款および料金表を承認し、かつ、託送供給等約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、北陸電力またはauEL所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、auELが認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

なお、このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまがauELまたはKDDIの定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ北陸電力が通知することがあります。

- (2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

□ 北陸電力が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。

□ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、北陸電力に対し提供すること。

- (3) 契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出させていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

8 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを北陸電力および auEL が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力および auEL は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは北陸電力および auEL のいずれからも需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、北陸電力および auEL は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。本項にもとづき需給契約が継続される場合、北陸電力および auEL が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、北陸電力および auEL は、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北陸電力および auEL の名称および所在地を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、お客さまにお知らせいたします。なお、北陸電力および auEL は、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。
- ハ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2)イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

9 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

- (1) 5 (契約電流および契約容量) (1) を適用する場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることができます。

- (2) 5 (契約電流および契約容量) (2) を適用する場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相

2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

10 需要場所

北陸電力は、託送供給等約款等において 1 需要場所と認められているものを、1 需要場所といいたします。

11 需給契約の単位

北陸電力および auEL は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこれ以外の 1 契約種別 ((2)の場合は 2 契約種別といいます。) とあわせて契約する場合

供給約款の臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、1 需要場所において、北陸電力および auEL があわせて契約することを認める契約種別を複数適用する場合

(3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

(4) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

12 供給の開始

(1) 北陸電力および auEL は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北陸電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、auEL は、お客さまにその理由をお知らせします。この場合、北陸電力および auEL は、あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、北陸電力は電気を供給いたします。

13 供給の単位

北陸電力は、託送供給等約款等にもとづき、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

14 承諾の限界および遵守事項

(1) 承諾の限界

北陸電力および auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（北陸電力、auEL または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、auEL はその理由をお知らせいたします。

(2) 遵守事項

お客さまは、このでんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること
- ロ 他人になりすまして北陸電力、auEL または KDDI が提供する各種サービスを利用する行為
- ハ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実に反する申出を行うこと
- ニ 北陸電力、auEL または KDDI のサービスの運営を妨げる行為

15 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは北陸電力および auEL が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、北陸電力が需給契約書を作成いたします。

III 料金の算定および支払い

16 料 金

料金は、料金表に規定する料金といたします。

17 料金の適用開始の時期

料金の適用開始の時期は、料金表2（料金の適用開始の時期）のとおりといたします。

18 検 針

検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。

19 料金の算定期間

料金の算定期間は、料金表3（料金の算定期間）のとおりといたします。

20 使用電力量の計量および算定

- (1) auELは、託送供給等約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものといたします。）により、料金表3（料金の算定期間）に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。auELは算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表2（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとauELとの協議によって定めます。

21 料金の算定

料金の算定については、料金表4（料金の算定）のとおりといたします。

22 日割計算

日割計算の方法については、料金表5（日割計算）のとおりといたします。

23 料金の支払義務および支払期日

料金の支払義務および支払期日については、料金表7（料金等の支払義務、支払期日および支払方法）のとおりといたします。

24 料金その他の支払い

料金（工事費負担金等相当額その他を除きます。）については、auELが北陸電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表7（料金等の支払義務、支払期日および支払方法）のとおりといたします。

ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、北陸電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

25 延滞利息

延滞利息については、料金表8（延滞利息）のとおりといたします。

IV 使用および供給

26 適正契約の保持

北陸電力およびauELは、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送供給等約款等にもとづき、原則として90パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。
なお、進相用コンデンサは、託送供給等約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 北陸電力は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
 - イ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認
 - ロ その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

29 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等、北陸電力もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場

合には、お客さまの負担で、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30 供給の停止

- (1) 当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等に定める理由により、電気の供給を停止することがあります。
- (2) (1)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。
なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (3) auELは、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

31 供給停止の解除

30（供給の停止）によって当該一般送配電事業者等が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

32 違約金

違約金については、料金表9（違約金）のとおりといたします。

33 供給の中止または使用的制限もしくは中止

- (1) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- (2) auELは、(1)にともなう料金の減額は行ないません。

34 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 12（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合で、それが北陸電力およびauELの責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 託送供給等約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが北陸電力およびauELの責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (3) 40（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、北陸電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが北陸電力およびauELの責めとならない理由によるものであるときには、北陸電力およびauELは、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

35 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の北陸電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
 - 修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
 - 帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北陸電力が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、北陸電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

V 契約の変更および終了

36 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更（お客様の需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、このでんき約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) (1)の場合で、北陸電力およびauELが電気事業法その他の法令にもとづきお客様への供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。
- (3) (2)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。），北陸電力およびauELは、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。また、北陸電力およびauELは、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。），遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに北陸電力およびauELの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、北陸電力およびauELは、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

37 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、これまで電気の供給を受けていたお客様の北陸電力およびauELに対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望され、北陸電力およびauELが認める場合は、名義変更の手続きによるることができます。この場合には、北陸電力およびauELが文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等によりauELに申し出いただけます。

38 需給契約の廃止等

- (1) お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等によりauELに通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に需給を終了させるための適當な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

(2) 需給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまがauELに通知された廃止期日に消滅いたします。

イ auEL がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 北陸電力、auEL または当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算

次の場合には、北陸電力は需給契約の消滅または変更の日に、工事費負担金等相当額をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合で、お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、北陸電力が、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。

(2) お客さまが需給契約を開始し、または契約容量を増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとされる場合で、供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分（増加後に減少される場合で、減少される契約容量が増加された契約容量分を上回るときは、増加された契約容量分といたします。）について、北陸電力が、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、工事費の精算に係る請求を受けたときは、北陸電力は、お客さまからその金額を申し受けます。

40 解約等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、北陸電力およびauELは、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。

イ お客さまが料金表 7（料金等の支払義務、支払期日および支払方法）(1)で定める期日までに支払われない場合

ロ お客さまが北陸電力との需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を北陸電力の定める支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合、このでんき約款および料金表で定め

る他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を auEL もしくは KDDI が別に定めた期日を経過してなお支払われない場合、または auEL もしくは KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の auEL もしくは KDDI に対する金銭債務を支払期日までに支払われない場合

ハ お客さまがこのでんき約款、料金表、低圧特別約款および供給約款によって支払いを要することになった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他このでんき約款、料金表、低圧特別約款および供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

ホ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合

ヘ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ト お客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合

(2) お客さまが、38（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

41 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法、工事および工事費の負担

42 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者等の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送供給等約款等によります。

43 工事費負担金等相当額の申受けおよび精算

- (1) 北陸電力は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または北陸電力が必要とする場合は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成いたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、北陸電力は、工事費負担金等相当額を、すみやかに精算するものといたします。
- (4) 託送供給等約款等にもとづき北陸電力の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、北陸電力が当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、北陸電力は、その金額をお客さまから申し受けます。

VII 保 安

44 保安の責任

当該一般送配電事業者等は、託送供給等約款等にもとづき、需給地点に至るまでの供給設備（当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物について、保安の責任を負います。

45 調 査

(1) 当該一般送配電事業者等は、法令および託送供給等約款等で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

46 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が45（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

47 保安に対するお客さまの協力

(1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

□ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

□ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等北陸電力は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が

当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

48 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、このでんき約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 45（調査）
- (2) 46（調査に対するお客さまの協力）

附 則

1 このでんき約款の実施期日

このでんき約款は、2023年4月1日から実施いたします。

別 表

1 契約容量の算定方法

契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

2 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によつて計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、48（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 北陸電力が発見して測定したときは、発見の日の属する月